

14-2 黒田小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日改定

みやこ町立黒田小学校いじめ防止基本方針は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（最終改定平成29年度3月14日）を参考にして改定された、福岡県いじめ防止基本方針（平成30年2月16日）をもとに、みやこ町立黒田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送れるよういじめの防止を目的として策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止基本法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織

生徒指導・いじめ不登校対策委員会

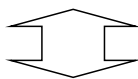
（校内生徒指導委員会）

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導・養護教諭

人権教育担当者・担任代表

<必要に応じて> SC、SSW、教育相談員

民生委員、家庭児童相談員



報告・連絡・相談の日常化

職員会議

情報交換

- ・ 事象、対策等に対する共通認識
- ・ 対応の確認、明確化

※いじめに関するアンケート、相談ポスト、日常観察などをもとにした定期的な情報交換

- ・ 共通理解

※いじめ不登校対策委員会…月1回の定期的な開催

3 いじめ防止のための具体的方策

(1) 学級経営

- ・ソーシャルスキルトレーニング、SEL-8S、「いじめに関するアンケート」「学校生活アンケート」などを活用し、児童生徒の日常の実態や人間関係を十分に把握し、児童一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。
- ・「わかる・できる」が実感できる授業の実践に努める。

(2) 道德教育の充実

- ・全ての教育活動において道德教育の充実を図り、人権尊重の精神や、規範意識・思いやりの心の醸成を行う。
- ・道德の授業を通して、道德的实践力を高め、道德的实践に努めようとする児童生徒の育成を図る。併せて、自己肯定感を育てる。

(3) 教育相談体制の整備

- ・「いじめに関するアンケート」、「学校生活アンケート」などの結果をもとに学級担任による教育相談を実施し、児童生徒の一人一人の理解に努める。

(4) 通級指導教室の活用と充実

- ・コミュニケーションを取ることが苦手な子どもや集中することが苦手な子どもなどを、一人一人のニーズやペースに合わせて、学習の工夫を行い、個に応じた課題の改善を図る。

(5) インターネット等によって行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネット使用状況など現状確認を行うと同時に、情報モラル教育など実施する。
- ・「親子で学ぶ規範意識」講演会を行う。

(6) いじめに関する校内研修の充実

- ・校内研修で「いじめに関する研修」「人権問題に関する研修」を講師招聘するなど、工夫して実施し、教職員の人権意識を醸成する。
- ・校外の「いじめに関する研修」「人権問題に関する研修」に、積極的に参加することを促し、研修した成果の報告会を行い、一人一人の学びが職員全員のものになるようにする。

(7) 学校間の連携

- ・中学校区学校間は、定期的な情報交換や交流学习を行い、情報の共有化を図る。
- ・こども園、保育所、幼稚園との連携も図るよう配慮する。

4 いじめ早期発見の方策

年間指導計画（別紙）

(1) 保護者・地域、関係機関との連携

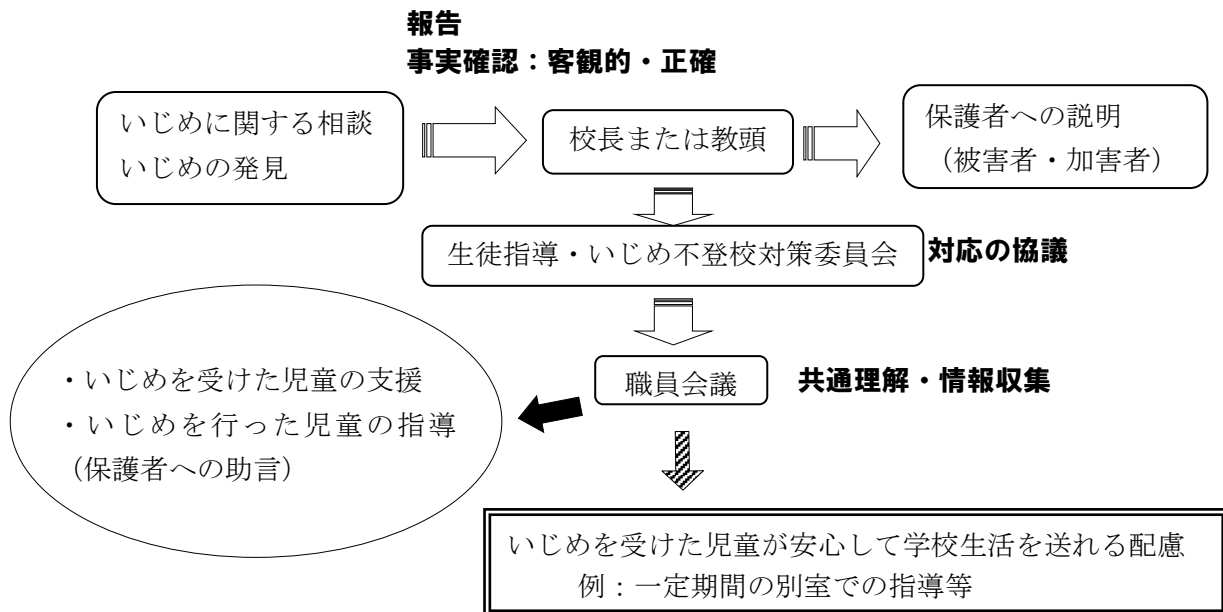
- ◎児童生徒、保護者、学校の信頼関係の構築を図り、円滑な連携を深めるように努める。
- ◎保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

その日のうちに報告、その日のうちに相談、その日のうちに対応

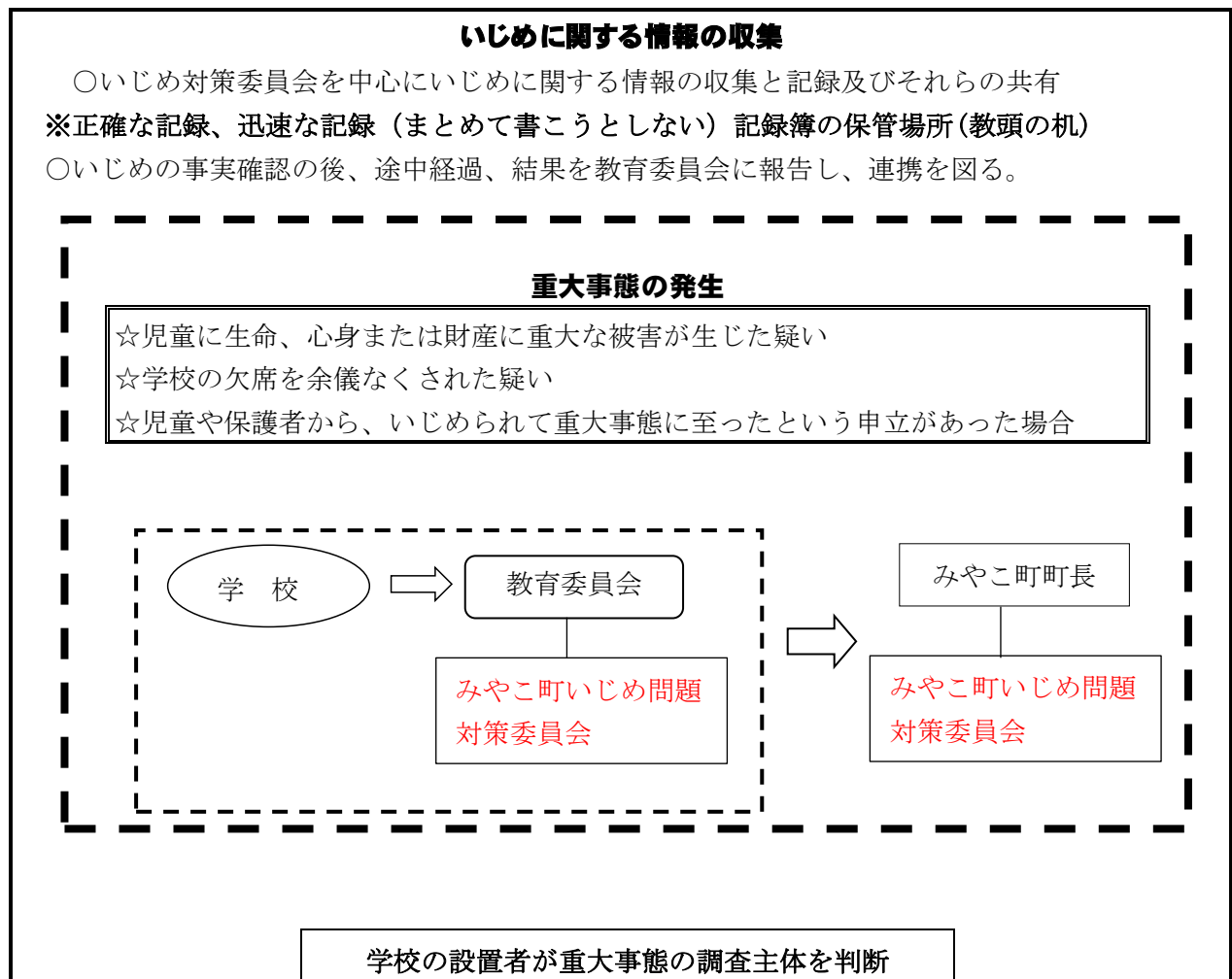
- ◎必要に応じて、関係機関との連携を図る。

みやこ町教育委員会、みやこ町社会福祉協議会、京築教育事務所、児童相談所、警察署、保健福祉事務所等、状況に応じて関係機関と連携

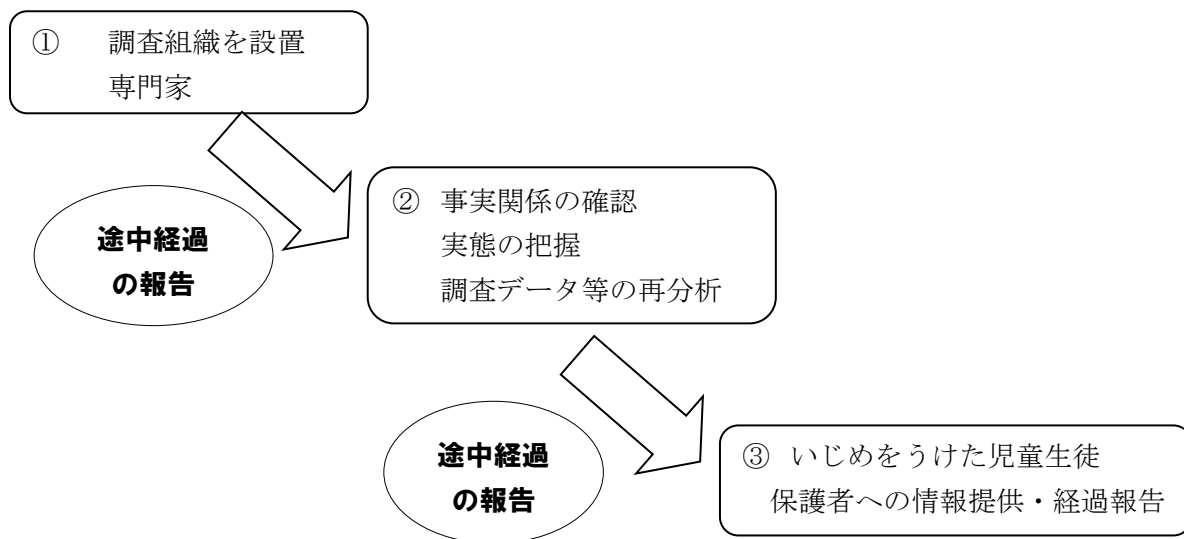
(2) いじめの早期発見の流れ



5 重大事態への対処



(1) 学校が調査主体：教育委員会の指導のもと、対応を行う。



(2) 教育委員会が調査主体
○学校は資料の提出等調査に協力

6 学校の教育活動との関連を図る。

- ①人権教育推進計画、生徒指導推進計画にいじめ防止に関する内容を明記する。
- ②学校評価、教員評価にいじめ防止に関する内容を位置づける。
- ③学校評議員、PTA役員会その他の団体との連携を位置づける。
- ④学校通信、いじめに特化したリーフレットの配布等
(保護者・地域への働きかけを強化する)

7 その他

- ・いじめ防止のための基本的な方針（文部科学省） 福岡県いじめ防止基本方針（福岡県）
生徒指導リーフ増刊号（国立教育政策研究所）等を教職員に配布し、内容の十分な理解を図る。